

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 田中伸明

障がい者総合福祉法(仮称)制定までの間において当面必要な対策について

障害者総合福祉法制定までの間においても、障害者が人間らしく生きるために必要な対策が速やかに、かつ継続的に実施されるべきです。様々な対策の必要性が考えられますが、私は、以下の2点の対策が必要であると考えます。

1 定員20人未満の無認可の作業所の経営安定について

障害者が働く場としての作業所()は、障害者自立支援法下では、地域活動支援センターとして位置づけられ、地域生活支援事業の中に組み込まれています。その結果、作業所に対する補助金は各地方公共団体の裁量的経費として扱われ、地方公共団体によっては補助金の縮減が行われ、作業所の経営が苦しくなっている状況があります。

障害者の働く場が確保されることは、障害者の勤労の権利を実質的に保障するために必要であって、障害者が人間らしく生きるための対策として急務であると考えます。

障害者総合福祉法においても、これらの作業所を法内の事業として位置づけた上で、その経営安定化のための財源を、国の義務的経費とするような制度設計を行うべきと考えます。

2 移動支援の充実について

障害者自立支援法下では、移動支援は地域生活支援事業に位置づけられた結果、移動支援事業の財源が各地方公共団体の裁量的経費とされるとともに、応益負担制度とも相まって、移動支援を必要とする障害者が、移動支援を十分に利用できない状況にあります。また、地域間格差も大きく、障害者に利用しづらい制度になっています。

移動の自由は、人身の自由の性格を持つとともに、個人の人格の形成・発展を促進する意味で精神的自由の側面をも併せ持つ重要な人権です。障害者にこの移動の自由が十分に確保されないという事態は、障害者の人身の自由及び精神的自由が危機にさらされているということをいみします。移動支援を必要とする障害者が十分に移動支援をりようできるような対策をとることは急務であると考えます。特に、自立支援法改正案の内容となっていた視覚障害者の移動支援についての義務的給付化については、改正案に従った内容での速やかな対策がとられるべきです。

障害者総合福祉法においても、移動支援事業については、十分な財源の確保とともに、全国一律の基準の下に、障害者にとって利用しやすい制度となるような制度設計を行うべきであると考えます。

※当該対策と障がい者総合福祉法(仮称)との関連についても、可能な限り言及してください。

また、意見書については、点字化、音声化等に対応できるよう、参考資料とは分けした形で、ワード、一太郎で作成した上で提出していただくようご協力をお願いします。

なお、資料のルビ振りについては、各構成員の方において、ご用意していただくようお願いしますが、ワードで一括ルビ振りを行うソフトを用意しておりますので、必要な方はご連絡をお願いします。(一太郎はルビ振り機能がソフトに入っています。)